

※ **規制の内容** ※罰則に関わる規定は、10月1日から施行

● **指定希少野生動植物**

捕獲等（捕獲・採取・殺傷・損傷）を行う場合には、事前に市へ**届出が必要**です。
条例に違反した場合には、30万円以下の罰金が科されます。

● **特別指定希少野生動植物**

捕獲等（捕獲・採取・殺傷・損傷）を行うこと・条例に違反して捕獲等された個体等または加工品の**譲渡し等**（譲渡し・譲受け・引渡し・引取り）は**原則禁止**です。
条例に違反した場合には、50万円以下の罰金が科されます。

捕獲等が認められる場合

- ◎ 学術研究・繁殖・教育・調査を目的とする場合（**市への申請が必要**）
- ◎ 人の生命または身体の保護などやむを得ない事情がある場合 など

※ **監視体制・保護のための取組**

市では、希少野生動植物の保護のため、必要な監視や指導等を行うことを目的に、「希少野生動植物保護監視員」を置く予定です。監視員をはじめ、市民や関係団体等からの情報提供を受け、指定種の生息状況等の把握と指導に努めます。また、外来種に関する実態把握調査と対策を実施します。

※ **希少野生動植物の捕獲や譲渡などを見かけた場合は**

指定希少野生動植物・特別指定希少野生動植物の捕獲等やインターネットオークション等での出品、譲渡などを見かけた場合は、市へご連絡ください。

※調査等のために許可を受け捕獲等を行っている場合や、指定種以外の捕獲等をしている場合があります。
 規制対象の行為かどうかの判断が難しいため、まずは、市へご連絡ください。